

従業員の**持続的な賃金の引上げ**を実施する
中小企業等へ奨励金を交付します！

高み目指し
企業と共に
未来を
創るまち

TKMT高松

高松市中小企業等 賃金引上げ奨励金



交付対象者

- ・市内に本社又は本店若しくは事務所（個人の場合にあっては、事業所及び住所）を有する中小企業者
- ・市内に主たる事業所を有するその他の法人

交付要件

- ・市内に住所を有する正規雇用労働者の基本給又は非正規雇用労働者の時間給等の賃金の引上げを実施する中小企業者等
 - ・令和7年1月1日から同年12月31日までの間に、当該賃金の引上げ後の単価を使用して計算された最初の賃金を支給すること
- ※賃金の引上げは、賞与（勤務成績や経営状況などに応じて支給されるもの）及び手当（住居手当、勤務手当、残業手当など）は含まない。

対象従業員・交付額など

	正規雇用労働者		非正規雇用労働者	
対象賃金	基本給		時間給等	
賃上げ率・ 交付額	2.5%以上	5万円/人	5%以上	5万円/人
	1.5%以上	3万円/人	3%以上	3万円/人
上限額	1社・事業所当たり10人分			

※役員・個人事業主本人は除きます。

最大

50万円の

奨励金を交付します！

申請方法・期間

【申請方法】事前登録：インターネット（申請フォーム） ／ 交付申請：郵送
【申請期間】事前登録：令和7年5月15日（木）から令和7年8月29日（金）まで
交付申請：令和7年6月2日（月）から令和8年1月30日（金）まで

申請手順

1



事前登録フォームから申請

事前登録
(R7.5.15～R7.8.29)

先着順で審査し、事前承諾決定通知を送付します。
※予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

2

賃上げ実施
(R7.1.1～R7.12.31)



3



郵送にて事務局へ提出

交付申請
(R7.6.2～R8.1.30)

賃上げを実施後、根拠書類等を添付し、必要書類を提出してください。

4

奨励金の支払



申請書類等は、下記ホームページを御確認ください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/shien_josei/shiki/tinnginnhikiage.html

ホームページは
こちらから▶



必ず「手引」で交付要件等を御確認の上、申請してください。

【書類送付先及び問合せ先】

〒760-0026 高松市磨屋町5-9 プラタ59-203
高松市中小企業等賃金引上げ奨励金事務局
(受託事業者：株式会社タスクールPlus)

TEL:087-823-7377
(平日9:00～17:00)